平成２６年（フ）第４２００号
大阪市旭区今市２丁目22番16号
破産者　有限会社ＤＳ
1　決定年月日　平成27年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４５０６号
大阪府八尾市志紀町南１丁目51番地
破産者　株式会社プリントピア
1　決定年月日　平成27年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４６３６号
大阪府茨木市松ヶ本町５番41号
破産者　有限会社アールスリー
1　決定年月日　平成27年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５６０６号
大阪市中央区農人橋２－１－35　第８松屋ビル310、商業登記簿上の本店所在地大阪市淀川区西宮原１丁目８－14
破産者　Ｂ．Ｇ．Ｃ株式会社
1　決定年月日　平成27年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１０２３号
大阪府松原市丹南５丁目80番地の６
破産者　株式会社ビッグボックス
1　決定年月日　平成27年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第４９７号
神戸市北区中里町１丁目８番地の366、従前の住所神戸市北区中里町１丁目８番地の368
破産者　安田　勝彦
1　決定年月日　平成27年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１７号
神戸市北区鈴蘭台西町５丁目16番１－504号
破産者　有限会社Ｄａｙ－ｂｙ－ｄａｙ
1　決定年月日　平成27年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第７９号
佐賀県唐津市和多田本村2862番地10
破産者　有限会社藤田タイヤ商会
1　決定年月日　平成27年４月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２６年（フ）第１９号
山形県最上郡鮭川村大字中渡1593番地の３
破産者　有限会社荒良農園
1　決定年月日　平成27年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所新庄支部

平成２６年（フ）第５８２号
東京都立川市柴崎町１丁目９番28号
破産者　緒方　喜雄
1　決定年月日　平成27年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１０８８号
東京都八王子市上野町11番４号フラワーハイム101号室
破産者　株式会社ビーレアル
1　決定年月日　平成27年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１０８９号
神奈川県相模原市中央区清新３丁目８番13号ガーデンアイリスⅡ202号
破産者　馬場　　実
1　決定年月日　平成27年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第３１７号
岐阜市領下1736番地１　ナウ・キョウバシ201号室
破産者　尾関　弘行
1　決定年月日　平成27年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第３３４号
岐阜市水海道２丁目２番22－２号　ＥＳＡＲ77－101号室、前住所岐阜県関市板取2229番地
破産者　後藤　孝博
1　決定年月日　平成27年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第４０４号
愛知県豊田市岩神町簗瀬１番地
破産者　株式会社白寿
1　決定年月日　平成27年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第１９６号
三重県松阪市嬉野算所町611番地３
破産者　向山　猛志
1　決定年月日　平成27年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第７号
滋賀県栗東市高野429番地１
破産者　有限会社ＬＡＮＤ　ＳＡＴ
1　決定年月日　平成27年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第５７２号
兵庫県尼崎市神田南通３丁目57番34―806号
破産者　株式会社ＴＯＴＡＬ　ＩＮＴＥＲＩＯＲ　ＹＡＭＡＤＡ
1　決定年月日　平成27年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第２４号
兵庫県篠山市菅124番地１
破産者　株式会社大西興業
1　決定年月日　平成27年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２６年（フ）第２９１号
長崎県長崎市出島町１番43号　ながさき出島インキュベータ201号室
破産者　株式会社モデルサービス
1　決定年月日　平成27年４月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所民事部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２７年（フ）第２号
北海道標津郡標津町南１条西４丁目２番９号
破産者　長谷　英彦
1　決定年月日　平成27年４月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所根室支部